

茨城県吹奏楽コンクール実施規定

◎総則

- 第1条** 茨城県吹奏楽コンクールは、各地区大会で選出された団体が参加して毎年8月に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 選出母体となる地区吹奏楽連盟（以下「地区連盟」という）は次の通りとする。
県東地区 県南地区 県西地区 県北地区 中央地区
- 第4条** 理事会は毎年定例総会までに、その年度の茨城県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

◎実施区分及び参加人員

第5条 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。

- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高校生の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部

※ 中学生の部、高校生の部においては、A部門・B部門を置く。A部門は東関東大会・全日本大会予選をかねる。小学生の部および中学生の部B部門・高校生の部B部門は東関東大会・東日本大会予選をかねる。

※ 小学生の部に参加する団体は、「小学生バンドフェスティバルステージ部門」へ出場することはできない。

※ 各部のB部門は、少人数バンドの育成および活動の場の提供を目的として実施する部門であり、参加するにあたってはその主旨を基本として参加すること。

※ 各部門とも複数の合同参加を認める（数の制限はしない）。

※ 中学生の部C部門・高校生の部C部門は、地区大会のみの開催とする。その実施においては地区大会の規定に従う。

※ A部門に出場する団体はC部門に出場できるが、B部門に出場する団体はC部門には出場できない。

第6条 各部・部門の参加人員は次の通りとする。ただし、指揮者はこの人員に含まない。

- (1) 小学生の部……………自 由
(2) 中学生の部A部門…… 50名以内 (3) 高校生の部A部門…… 55名以内
(4) 中学生の部B部門…… 30名以内 (5) 高校生の部B部門…… 30名以内
(6) 大学の部…………… 55名以内 (7) 職場・一般の部…………… 65名以内

※ B部門参加団体における部員数の制限を以下の通り設ける。合同バンド、地域バンドについては別項でこれを定める。

中学生の部、高校生の部B部門……………30名以下

（部員数：当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員の総数）

※ 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を禁止

する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合がある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。

※ コンクールの運営がスムーズに行えるよう、楽器搬入補助員を必ずつけることとする。ただし

し、その人数は20名以内とする。楽器搬入補助員に増員の要が生じた場合は、事前に県事務局へ報告する。

◎資 格

第7条 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に加盟の団体で、本年度連盟会費を年次総会までに納入した団体とする。

※ 新規加盟団体に限り、5月の大会参加申込締切までに加盟した団体の大会出場を認める。

第8条 部員不足により単独の学校単位で参加が難しい小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部において以下にあげる参加形態を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。なお、年齢については問わない。

2 各部の参加形態

(1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加が難しい小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加が難しい中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

(3) 高校生の部

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加が難しい高等学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²、高校生※³で構成され

た団体。

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※3 高校生

学校教育法で定める高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程（3年間）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

- 3 その他、第8条第2項（1）－②、③、（2）－②、③、（3）－②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

第9条 各部・各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 小学生の部

構成メンバーは、小学校に在籍し、第8条第2－（1）、3項の団体に所属している小学生^{*1}とする。

(2) 中学生の部A部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第8条第2－（2）、3項の団体に所属している中学生^{*2}とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）

(3) 中学生の部B部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第8条第2－（2）、3項の団体に所属している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）

ただし、県コンクール中学生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

(4) 高校生の部A部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第8条第2－（3）、3項の団体に所属している高校生^{*3}とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）

(5) 高校生の部B部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第8条第2－（3）、3項の団体に所属している高校生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）ただし、県コンクール高校生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

(6) 大学の部

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(7) 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

- 2 第8条第2項の（1）－②、③、（2）－②、③、（3）－②、③に所属する団体が各部・部門へ参加する場合の編成人数の上限は次のとおりとする。

① 小学生の部 上限は設けない。

② 高校生の部A部門 部員数または団員数が55名以下とする。

③ 中学生の部B部門、高校生の部B部門 部員数または団員数が30名以下とする。

ここでいう部員数とは、当該年度のコンクール参加申込み時点での団体全体の中学生または高校生2、3年生部員の総数をいう。

- ※ 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。
- ・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
 - ・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生および中学生で、中学生の部に出場する場合。
→ 中学生部門への加盟登録も必要。
 - ・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。
→ 高校生部門への加盟登録も必要。

第10条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また、課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第11条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

- (1) 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。
- (2) 地区予選時の指揮者と同一人が指揮をすること。ただし、以下の場合は指揮者を変更することができる。
 - ・ 指揮者変更の理由と変更後の指揮者が明記された指揮者変更届が県大会までに地区長を通して県理事長に提出された場合。
 - ・ 緊急のトラブルにより、参加団体の代表者から県理事長へ指揮者変更届が提出された場合。

※ 指揮者変更届（理由を明記、理事長宛、様式はホームページ様式集を参照）
- (3) 同一指揮者が本規定第1条に規定する「同一の部」の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、地区大会においてはその限りではない。

第12条 参加者の資格に疑義あるときは、その団体の出場を停止または失格とする場合がある。

※ 大学の部、職場・一般の部については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大会当日に提出すること。

第13条 本規定第7～12条、および14～17条の各項に抵触した団体は、実行委員会の協議により失格になることがある。

◎課題曲・自由曲および演奏時間、出演順

第14条 演奏上以下の点を厳守すること。

- (1) 課題曲
 - ① 課題曲のスコアに記載された、オプションを除く全てのパートが揃っている団体は、いかなる変更も認めない。

(注) 楽器の調性が指定されている場合は、その調性の楽器を使用すること。指定がない場合、調性は問わない。

例) チューバの調性 (Eb管、Bb管、C管等) は自由。クラリネットやトランペットは記載された調性どおり。
 - ② オプションを除くパートに不足がある場合
 - イ) オプションを除く全てのパートが揃わない団体は、不足のパートについて、課題曲のスコアに記載のある楽器 (含オプション) によって代替することを認める。

ロ) パートの代替を行なう場合は「作曲者の意図」「作品の書法や個性」を損なわないよう、十分配慮すること。

③ 指定された楽器がない場合

指定された楽器がない場合は以下に示す代替を認める。ただし、一部分だけ代替することは認めない。また、課題曲と自由曲の両方を同じ楽器で演奏しなければならない。

イ) トランペットをホルネットで演奏する。

ロ) ホルンをメロフォン又は、アルトホルンで演奏する。

ハ) ユーフォニアムをバリトンで演奏する。

④ 『Solo』および『1 player』の扱いについて

Solo や 1 player の指示がある部分を1人で演奏することが困難な場合は、複数の奏者(同一楽器)で分けて演奏しても構わない。ただし、演奏している奏者は必ず1名とする。

⑤ 当日あるいは事後に①～④の違反が判明した場合は、失格とする。

2025 年度全日本吹奏楽コンクール課題曲

I.	祝い唄と踊り唄による幻想曲(第34回朝日作曲賞受賞作品)	杉山 義隆
II.	ステップ、スキップ、ノンストップ(順次進行によるカプリッチョ)	後藤 洋
III.	マーチ「メモリーズ・リフレイン」	伊藤 士恩
IV.	Rhapsody ~ Eclipse	大島ミチル

(2) 自由曲

① 木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。

② リコーダー・尺八などについては、原曲に指定がある場合は使用を認めるが、編曲の際に使用することは認めない。

③ 歌声については、スキヤットは認めるが、歌詞は認めない。

※ ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器(エレキベース等を含む)を使用することは認めない。

ただし、小学生の部においては低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

※ ステージ上にハープやコントラバスなどの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことを認めない。

第15条 課題曲・自由曲の演奏は次のとおりとする。

(1) A部門、大学の部、職場・一般の部

課題曲1曲および自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。

(2) B部門、小学生の部

自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする(A部門の課題曲を用いてもよい)。

(3) 課題曲および自由曲は地区大会に用いたものとする(楽章の変更は認めない)。

(4) 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、大会参加申し込み時に届けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければ

ならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

- (5) 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする（小学生の部は除く）。

第 16 条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出演することは認めない。

※

作曲者の死後（没後）70 年（国によっては 50 年）を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

※ 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

※ 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第 17 条 演奏時間は次のとおりとする。

- (1) A 部門、大学の部、職場・一般の部

課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで..... 12 分以内

- (2) B 部門、小学生の部

自由曲の演奏開始から終了まで..... 7 分以内

- (3) 演奏時間の超過および演奏開始時刻に遅れた場合は失格となり、審査の対象としない。

（ただし、緊急事態発生の場合は、受付時刻までに連絡のあった場合に限り、大会実行委員会の協議により、出場を認めることもある）

第 18 条 地区大会を実施する部門の出演順は実行委員会において決定する。地区大会を実施しない部門の出演順は、**説明会時の抽選**により決定する。尚、部門日程はコンクール事業部において決定する。

※ 合同で出場の場合は、抽選順の早い学校での順番とする。

◎審査員および表彰

第 19 条 審査員の数は、原則 7 名とし、審査員名は東関東吹奏楽連盟総会後、公表する。

第 20 条 審査員公表後は、当該年度の審査員に、当該団体のコンクールが終了するまで指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

- (1) 上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、小学生、中学生、高校生の部においては、その年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては、その年度の当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は、その年度の入賞を取り消しとする。当該審査員においては、次年度以降一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟が主催するコンクールおよびコンテスト等への審査の依頼を行わない（ここでいう主催者とは理事会を示す）。

- (2) 審査結果について直接審査員に問い合わせること、異議申し立てをすることを禁止する。万一その事実があった場合は賞を取り消し、次年度の参加を認めない場合がある。

第 21 条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の 7 分の 1 以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

- 第 22 条 表彰は、「金賞」「銀賞」「銅賞」「努力賞」のいずれかを贈る。
※ 地区大会は、「優秀賞」「優良賞」「努力賞」のいずれかを贈る。

◎審査基準

- 第 23 条 次の集計方法を用いて順序をつけ、各賞の判断基準とする。
- (1) 審査員評価(技術点・表現点)のうち、審査員別の最高点・最低点をそれぞれ除いた合計。
- (2) 同点により賞の決定や代表決定が困難な場合には、下記の方法により賞及び代表団体を決定する。
- ①
対象団体を比較し、審査員ごとの合計点を席次点に換算。順位合計が少ない団体を上位とする。
- ② ①での順位合計が同じであった場合は、同点を付けた審査員にのみ該当団体に
順位をつけてもらい、改めて席次点合計を算出し判定する。
- ③ ②でも判定がつかない場合には、審査員全員の協議（投票）で判定する。

◎地区代表推薦

- 第 24 条 県内 5 地区毎に地区大会を開催し、各部門で推薦を受けた団体は、地区代表として県大会に出場する資格が与えられる。県大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。
- ※

推薦を受ける地区代表団体数は、該当年度の各地区参加団体数を基準とし、年度ごとに決定する。

※ 地区大会開催基準は、当該年度の茨城県吹奏楽コンクール参加申込団体総数が、全県下で以下に示す基準（団体数）を超えた場合、その部門については地区大会から予選を実施するものとする（令和 7 年度より施行）。

中学生の部 A 部門、高校生の部 A 部門、大学の部、職場・一般の部：24

小学生の部、中学生の部 B 部門、高校生の部 B 部門：36

◎ 茨城県代表推薦

- 第 25 条 県大会において各部門の推薦を受けた団体は、下記のとおり茨城県代表として、東関東吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。東関東大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

令和 7 年度 茨城県代表団体数一覧

部 門	A				B		小学生
部	中学生	高校生	大学	職場・一般	中学生	高校生	
代表数	4	4	2	# 6	# 9	6	4
次点数	1	1	1	1	1	1	1

※ #は茨城県主管大会のため、推薦団体数が 1 団体多くなっています。

※ 高校生の部において、第8条第2項の（3）－②、③に所属する団体ならびに、定時制

高校、通信制高校（全日制に定通制の生徒が入る場合も含む）は、全日本吹奏楽コンクール、または、東日本学校吹奏楽大会への推薦対象としない。

第26条 A部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。

第27条 小学生の部、中学生の部B部門、高校生の部B部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場する資格が与えられる。

◎演奏に関する諸権利

第28条 茨城県吹奏楽コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについて、コンクール出演者は異議を述べることができない。

- （1） ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- （2） 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- （3） DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- （4） 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

◎ その他

第29条 茨城県吹奏楽コンクール実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第30条 茨城県吹奏楽コンクールの実行委員会委員はその年度ごとに選出する。

第31条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第32条 （附則）

- 1 この規定は、平成28年2月6日より施行する。

平成31年2月3日一部改定

令和2年4月13日一部改定

令和4年4月29日一部改定

令和5年4月17日一部改訂

令和6年4月29日一部改訂

令和7年4月29日一部改訂